

第18回川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年7月25日(水)午後1時30分から午後3時10分

2. 開催場所 川西町中央公民館 403号室

3. 出席委員(10名)

会長 10番 大沼 藤一

会長職務代理者 9番 黒澤 一利

委員 1番 高橋 睦子、2番 鈴木 秀男、3番 後藤 満良、4番 新野 勝廣、
5番 佐々木 一宏、6番 新野 庄右エ門、7番 舩山 マサエ、8番 高橋 孝博

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 会期の決定

第 4 議第101号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第 5 議第102号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(所有権の移転)

第 6 議第103号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(賃貸借権の設定)

第 7 議第104号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
(所有権の移転)

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 阪野 正則、事務局長補佐 佐藤 紀子、主事 淀野 拓也、主事 原田 恭兵

6. 会議の概要

事務局長 阪野正則

みなさん、大変ご苦勞様でございます。会長からご挨拶をいただき、総会を進めていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

会長 大沼藤一

総会につきましては、スムーズな議事進行にご協力いただくようお願い申し上げまして、あいさついたします。

(会長大沼藤一は、川西町農業委員会会議規則第6条の規定により、議長となる。)

議長 大沼藤一

それでは、ただ今より第18回川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、10名であります。川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。ただちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定により本職から指名いたします。議席7番舩山マサエ委員、議席8番高橋孝博委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より佐藤事務局長補佐並びに原田主事を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。お諮りいたします。会期を、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定します。

議長 大沼藤一

日程第4、議第101号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程します。事務局の説明を求めます。

主事 淀野卓也

1ページをご覧ください。議第101号、農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の農地について、農地法施行規則第68条の規定により、賃貸借権を合意解約した旨の通知があったので受理、不受理を決定されたい。通知件数は3件です。

(議第101号1番から3番について朗読により説明)

議長 大沼藤一

ただ今の件について、質問等があればお受けいたします。

(質問なし)

本件について、受理することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を受理することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第5、議第102号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(所有権の移転)を上程いたします。

始めに、議事の進め方についてお諮りいたします。本件の中で番号2番から5番は議席8番高橋孝博委員本人に関する案件であり、議事参与制限に該当いたします。

よって、本人に関する案件の審議中は室外に退席を求めることについてご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは、議席8番高橋孝博委員については本人に関する案件について審議中は、室外に退席といたします。

それでは始めに番号2番から5番の件について審議に入りますので、議席8番高橋孝博委員は室外に退席願います。

事務局の説明を求めます。

主事 淀野拓也

2ページをご覧ください。議第102号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第3条の規定により、農地の所有権の移転について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は6件です。

(議第102号2番から5番について朗読により説明)

なお、本件について、申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

次に、ただいまの説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号2番から5番の件について、議席9番黒澤一利委員より報告願います。

9番 黒澤一利委員

番号2番及び3番について、7月20日荒井推進委員が現地を確認しました。今回の申請は農地の交換です。それぞれの申請人は意欲的に農業経営をおこなっており、また、周辺の農地への影響はないと思われま

す。番号4番及び5番についても、7月20日荒井推進委員が現地を確認しました。今回の申請は農地の交換です。それぞれの申請人は意欲的に農業経営をおこなっており、また、周辺の農地への影響はないと思われま

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問について求めます。

(質問なし)

それでは、本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を許可することに決定いたします。

高橋孝博委員の復席を求めます。

議長 大沼藤一

それでは、決定いただきました番号2番から5番を除き、番号1番及び6番の件について審議に入ります。

事務局の説明を求めます。

主事 淀野拓也

2ページをご覧ください。

(議第102号1番及び6番について朗読により説明)

なお、本件について、申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

次に、ただいまの説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番の件について、議席2番鈴木秀男委員より報告願います。

2番 鈴木秀男委員

番号1番について、7月18日山田推進委員が現地を確認しました。今回の申請は贈与、受贈です。譲受人は譲渡人の孫であり、祖父から孫への譲渡となります。譲受人は意欲的に農業経営をおこなっており、また、周辺の農地への影響はないと思われま

議長 大沼藤一

次に番号6番の件について、議席9番黒澤一利委員より報告願います。

9番 黒澤一利委員

番号6番について、7月21日荒井推進委員が現地を確認しました。今回の申請は離農、経営規模拡大です。譲受人は意欲的に農業経営をおこなっており、また、周辺の農地への影響はないと思われま

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問について求めます。

(質問なし)

それでは、本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を許可することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第6、議第103号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(賃貸借権の設定)を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 淀野拓也

議第103号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第3条の規定により、農地の賃貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は2件です。

(議第103号1番から2番について朗読により説明)

なお、本件について、申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

次に、ただいまの説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番及び2番の件について、議席8番高橋孝博委員より報告願います。

8番 高橋孝博委員

番号1番について、7月16日渡部推進委員と私が現地を確認しました。今回の申請は離農、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営をおこなっており、また、周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況から見て10アール単価●●円は妥当と判断します。

番号2番について、7月15日竹田推進委員、後藤委員、私で現地を確認しました。今回の申請は貸し直し、経営規模拡大です。賃借人は対象農地の一部をこれまでも貸しし耕作しており、規模拡大に伴いより広範囲に借り受けることになったため貸し直しを行うものです。賃借人は意欲的に農業経営をおこなっており、また、周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況から見て10アール単価●●円は妥当と判断します。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問について求めます。

(質問なし)

それでは、本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を許可することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第7、議第104号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について(所有権の移転)を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 佐藤紀子

5ページをご覧ください。議第104号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から、農地の転用に伴う所有権の移転について許可申請があったので知事に送付の意見を付せられたい。申請件数は1件です。

(議第104号1番ついて朗読により説明)

番号1番について説明します。工事計画は、許可後着工し、平成31年2月末日で完了する計画です。

農地区分は第2種農地と判断されます。内容は牛舎の建設です。

所在は川西町大字下小松地内で、コロニー希望ヶ丘の入り口付近で、申請者の事務所西に位置しています。資金計画については、日本政策金融公庫より資金の判定結果連絡票で確認しております。雨水については、自然流下で白川土地改良区の同意を得ております。以上今回の申請は許可基準に沿った申請内容です。

議長 大沼藤一

次に、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。議席8番高橋孝博委員より報告願います。

8番 高橋孝博委員

番号1番について、平成30年7月23日 新野勝廣委員、私と事務局で現地調査をしてきました。牛舎を建設する申請です。

申請の土地は、下小松地内の田であり、現在は牧草地です。現地確認では、現場は既に盛土されており、法面の処理が心配されたところですが、植生による法面の整備を行うとのことでした。

除雪については、除雪機械が入れるよう通路分を確保しているとのことです。糞尿の処理については、たい肥舎も同時に建設し、糞殻による処理を行うとのことです。

飼育頭数が増えることから、地元住民への説明会も開催し、承諾されているとのことです。

以上、問題はないと判断します。申請地は土地改良区の受益地ではありません。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。

(質問なし)

議長 大沼藤一

本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件については許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

議長 大沼藤一

これもちまして、第18回川西町農業委員会総会を閉会いたします。